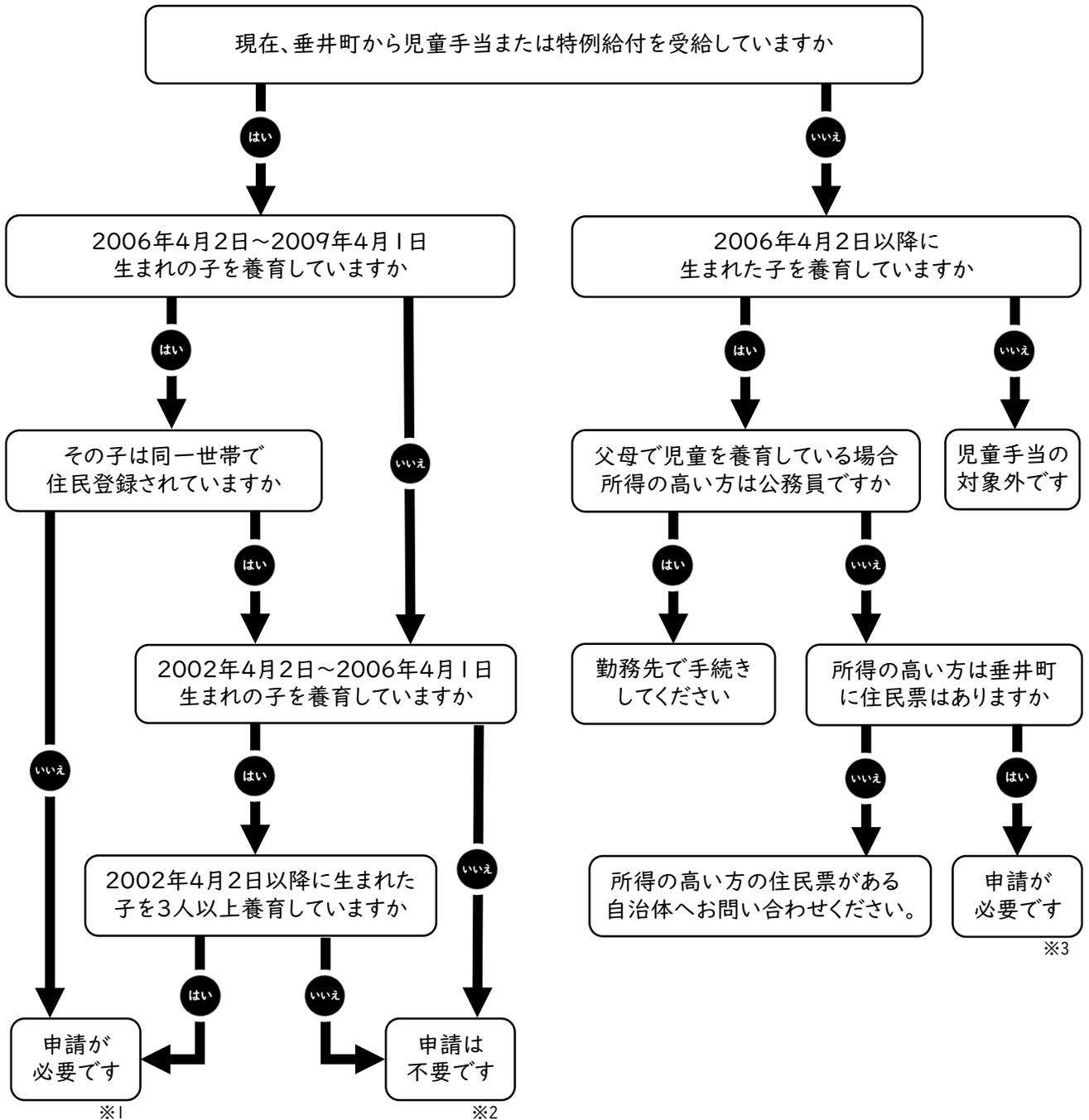


児童手当法改正に伴う申請要否確認フローチャート



※1 「額改定認定請求書」を提出してください。

※2006年4月2日～2009年4月1日生まれの子を養育していない方は不要です。

その場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」のみ提出してください。

※2 支給額の改定がある場合でも、垂井町で改定処理を行いますので申請は不要です。

※3 「認定請求書」を提出してください。

- ・2002年4月2日～2006年4月1日生まれの養育する子を含めると3人以上いる場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」を併せて提出してください。
- ・養育している2006年4月2日以降に生まれた子と別居している場合は「別居監護申立書」が必要です。
- ・その他、世帯の状況により別途添付書類が必要と判断された場合には、追加書類の提出を依頼することがあります。